

献呈の辞

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 根本, 猛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026770

献 呈 の 辞

地域法実務実践センター長 根 本 猛

平成31年3月、恒川隆生先生は、静岡大学を退職されました。本退職記念号は、先生
のこれまでの本学、特に大学院法務研究科における研究、教育、及び管理運営上のご
功績に対して、私たちの感謝の意を表すべく編纂されるものです。

恒川隆生先生は、昭和29年7月7日に岐阜県にお生まれになり、昭和53年3月名古屋
大学法学部を卒業後、同年4月同大学法学研究科政治学専攻博士課程前期課程に入
学され、昭和55年4月同課程後期課程に進んだ後、昭和59年3月同課程を単位取得退
学されました。

そして、沖縄国際大学法学部講師・同助教授、東京学芸大学教育学部助教授を経て、
平成9年4月に静岡大学人文学部教授に着任されました。平成17年4月の法科大学院
の開校に伴い、大学院法務研究科教授に就任されました。学部の専門科目として主に
行政作用法、行政法領域論、専門演習を、共通科目として日本国憲法、法と社会、基
礎演習Ⅰ・Ⅱ、新入生セミナーを、学際科目としてヒューマン・エコロジーを担当さ
れました。また大学院法務研究科では、法律基本科目である行政法、総合公法演習Ⅰ・
Ⅱのほか、地方自治法、環境と法、在住外国人と法、エクスターンシップを担当され
ました。平成28年4月から退職される平成31年3月までは、大学院法務研究科長及び
地域法実務実践センター長を務められ、22年の長きにわたり静岡大学の要職を担われ
てきました。

先生の研究上のご業績としては、1980年代から急速に進行した行政改革をめぐる各
種法制度、及びその運用についての法的検討が挙げられます。この検討は、次第に行政
の守備範囲自体やその任務についての基本方針、その財政負担のあり方など、本来
は国民による政治的な意思決定の領域に属する分野にまで踏み込んで行われる傾向が
強まり、伝統的な行政法の体系とそれらの運用実務に多様かつ深刻な問題を生じさせ
たことから、先生のご関心はその点に集約され、とくに、従前強固に組み立てられて
いた行政の事前規制の法制度を大胆に緩和し、事後救済制度への移行が図られる中
で、過剰な事前規制に対する法的統制として制定された行政手続法における審査基準

の仕組みにつき、制度創設の背景、関係法規定の解釈などを総合的に検討したご業績は高く評価されています。

行政改革とも深い関連をもつ公共事業に関する検討も注目されます。景気対策の手段として多用されてきた公共事業の推進政策は、その反面で国・地方を含む政治や産業の構造に多くの腐敗をもたらすとともに、事業によって完成した社会資本の無駄や維持管理の財政負担など、いわゆる負の遺産を増大させました。これに対する法的統制として、行政改革の中で進められる防止対策の有効性を検討し、その手がかりとして旧建設省の担当する職務に注目しつつ、道路行政・建設業行政に潜在する問題点を明らかにする作業が先生のお仕事の成果といえます。

また先生は、行政が今日積極的かつ迅速に対処すべきことが期待されている環境行政法の研究にも取り組んできました。環境基本法・環境影響評価法、地球温暖化対策推進法などの成立と相俟って、環境行政のあり方を示す指針・計画等に基づく各種施策・事業が、多様な関係者間で、かつ公の場で有効に展開されていくためにどのような課題を解決し、さらなる方向性を定めていくべきかがその研究の端緒であり、今後、分野ごとにさらに具体的な法解釈・政策論が求められています。先生のお仕事はそのために必要な準備作業を構築した業績と評することができます。

先生は静岡大学の管理運営においても、人文学部では教務委員長、学生委員長、会計委員長を、大学院法務研究科では、総務委員長、教務委員長、入試委員長、学生委員長、評価委員長、FD委員長などの要職を次々に務められました。全学では、全学教育基盤機構委員会、全学学生委員会、情報公開・個人情報保護委員会、公益通報委員会、苦情処理委員会などの委員としての活動のほか、プレ中期目標・中期計画検討WG（平成13年）、将来構想委員会法人化対応WG（平成14年）の委員、学長補佐（平成15年）など、国立大学を取り巻く法制度環境の変更に対応した検討作業に熱心に取り組んでこられました。また、平成28年度以降学生の募集停止が決定された法科大学院の運営と、同年4月に設置された地域法実務実践センターの進展に関わる組織整備、活動方針策定、具体的な活動開始などの作業は先生がいなければなしえなかったものです。さらに、法曹教育の今後のあり方につき、文部科学省「法科大学院教育におけるICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議」委員（平成28年）としてその審議及び報告書作成に参画されました。

先生の社会的活動については、静岡大学に赴任以降、静岡県、静岡市など多くの地方自治体の各種諮問機関の委員長・委員、公務員研修（行政法、行政手続法、政策法務等）の講師等を歴任されたほか、人事院が開催する公務員問題懇話会への出席（平成23年）、人事院「公務員倫理モニター」（平成24～26年）を務めるなど、多大の貢献をされました。

以上のように、恒川先生は、静岡大学と大学院法務研究科の運営に比類なき貢献を

されてきました。私は、大学院法務研究科の総合公法演習の授業を13年間ご一緒させていただきましたが、行政法に限られない深く幅広いご見識やぴりっと風刺の利いたユーモアセンスにはいつも尊敬の念を抱いていました。そのような先生とお別れすることはまことに残念ですが、先生のますますのご活躍を確信して、また先生のご健勝を祈念して献呈の辞とします。長い間、ありがとうございました。